

Title	宇宙の軍備管理の現状：商用衛星に対する中立法規適用の可能性
Sub Title	Applicability of neutrality laws to commercial satellites in space warfare
Author	青木, 節子(Aoki, Setsuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.5 (2005. 5) ,p.145- 188
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050528-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宇宙の軍備管理の現状

——商用衛星に対する中立法規適用の可能性——

青 木 節 子

はじめに——問題の所在

一 国際宇宙法による宇宙の軍備管理

(一) 国際宇宙法リスト

(二) 国連宇宙関係条約

(三) 国連総会決議としての原則宣言

二 軍備管理・軍縮条約による宇宙の軍備管理

(一) 多国間条約

(二) 二国間条約

(三) 軍事衛星による監視を許容する条約群

三 武力紛争法の適用可能性

(一) 条 約

(二) その他の重要な文書および概念

(三) まとめ 中立法規の宇宙物体への適用について

四 軍縮会議の限界と意義

(一) 軍縮会議の機能

(二) ウェボニゼーション禁止の方法

結論に代えて

はじめに——問題の所在

一九九〇年代は、世界が急速にハイテク情報化し、静かな情報革命を経験した一〇年である。これは、軍事分野においては、軍事技術、作戰概念や組織構成の非連続的变化に基づく軍事能力の飛躍的發展——軍事革命 (Revolution in Military Affairs: RMA) ——として認識された。RMAの基盤として通信衛星を多用する情報処理システム、さまざまな偵察・監視システムならびに測位衛星を用いる精密誘導装置は不可欠のものであり、史上初めて戦争の帰趨は宇宙を管理・制圧する能力に直接係ることになった。RMAの最初期の例は一九九一年の湾岸戦争において米軍を主力とする多国籍軍が短期間に圧倒的な勝利を収めたことであり、米国防総省も宇宙の軍事利用がこれほど地上の戦鬪を左右するとは予測してはいなかったといわれている。そのため、敵が宇宙から同様の支援を受けた場合の自国の損害についても真剣に考慮するようになり、敵の軍事衛星を無力化するための兵器の研究・開発や使用の技術的および法的な可能性が検討され始めた。

一九九六年に発表された「国家宇宙政策」の「国家安全保障宇宙ガイドライン」の部において既に「米国は、条約上の義務に合致する形で、宇宙における行動の自由を確保し、必要な場合には敵に対してそのような行動の自由を拒否するスペース・コントロール能力を発展させ、運用し、維持する。」⁽¹⁾という記述がみられるが、ここではいまだ具体的に「宇宙兵器」⁽²⁾を利用する可能性については言及していない。しかし、米空軍が一九九七年に作成した二一世紀に向けての構想文書⁽³⁾は、国家安全保障のために宇宙を全面的に利用する方針を打ち出し、地上の紛争が勃発した場合に宇宙兵器を利用する可能性やその態様を検討した研究報告書も併せて公表した。⁽⁴⁾九八年の北朝鮮のテポドン一号発射後には、北朝鮮、イラク、イランなどの「懸念国家」が長距離弾道ミサイルや大量破壊兵器を取得することが米国および同盟国にとっての主要な脅威と認識されるようになり、核搭載弾道ミサイ

ルが米本土を攻撃する可能性に備える必要が指摘されるようになった。⁽⁵⁾ そのためには、危険の監視や早期の反撃が必要であり、ミサイル防衛能力の確保に米政府は大きく舵取りをしていくことになる。

二〇〇一年一月に作成された国家安全保障のための宇宙管理・組織評価委員会（「ラムズフェルド委員会」）の報告書⁽⁶⁾は、米国の安全保障と繁栄は「スペース・コントロール」能力に依存するが、その宇宙資産が質量ともに他国と比べ格段の優位をもつため、他のいかなる国よりも衛星に対する攻撃に脆弱性をもつようになったことを認め、「宇宙の真珠湾攻撃」（“Space Pearl Harbor”⁽⁷⁾）を防ぐためには、宇宙の平和利用を促進するだけでなく、必要に応じて宇宙兵器の配備も選択肢とし得るように準備することが必要であると説いた。⁽⁸⁾ その後、「九・一一」テロを経て国土防衛のためにあらゆる空間や資源を有効活用するという方向が一層推進され、テロ直後に公表された「四年ごとの防衛見直し」（QDR）では、「米国および同盟国のために宇宙における行動の自由を確保し、必要なきときには敵の行動の自由を拒否すること」と定義する「スペース・コントロール」の実現を任務として挙げた。⁽⁹⁾

二〇〇三年一月に公表された空軍の「トランスフォーメーション・フライト・プラン」は短期的（二〇一〇年以前）、中期的（二〇一〇年―二〇一五年）、長期的（二〇一五年以後）と区分して米国が獲得すべき衛星攻撃（Anti-Satellite: A S A T）兵器、指向エネルギー兵器、運動エネルギー兵器等さまざまな宇宙兵器の構想を詳述した。⁽¹⁰⁾ 翌二〇〇四年八月に空軍が公表した「対宇宙作戦」（Counterspace Operations）⁽¹¹⁾ では、米空軍にとって望まれる兵器リストの記述という側面が強かった前年の文書における抑制を超えて宇宙兵器の利用をめぐる法政策に言及しており、これが米政府の政策ではなく空軍の見解ではあることに留意しても、国際宇宙法に与える影響という点から注視が必要である。「対宇宙作戦」は、宇宙または地上で戦闘が勃発した場合に敵国に対してだけでなく、第三国の商用衛星やその地上管制局までも反撃する可能性を示唆する。

一九九一年の湾岸戦争時、イラクは地上戦の開始以前にフランスの S P O T 社やロシアから高解像度の画像を購入して米軍の動きをある程度つかんでいたという。米国の要請により両国の企業・公社による画像供給は停止されたが、仮に S P O T 社やロシアが販売の停止に合意しなかったならば米軍の作戦は実際に達成されたほどには成功しなかったであろうと米軍内で評価されているという。¹²⁾ 商用衛星の役務を軍隊が購入すること自体は新しい現象ではないが、近年世界的に軍隊の衛星利用に占める商用衛星の割合はますます増加しており、米国はこの分野でも先鞭をつける。たとえば、米国防省は一九九〇年代には商用衛星から約六億ドルの役務を購入し、二一世紀の初めの一〇年にはそれが二二億ドルにまで拡大すると試算される。¹³⁾ また、二〇〇三年のイラク戦争において米軍の利用した衛星通信の約八〇パーセントが商業通信であったともいわれ、将来の宇宙戦争において第三国の商用衛星の機能を破壊することは効果的な作戦と言い得る可能性が高い。しかし、国際法上、このような行動はどのように評価されるのであろうか。

本稿では、現行の国際宇宙法、軍備管理・軍縮法およびかつての戦争法——現在は通常「国際人道法」または「武力紛争法」と称される——の内容を検討して、宇宙空間における武力行使を規律する国際法の現状と問題点を検討する。まず、第一章において、国際宇宙法における宇宙の軍備管理の現状を確認し、第二章において、軍備管理・軍縮の国際法からの、第三章において国際武力紛争法分野からの宇宙の軍事利用の限界を考察する。第四章において、軍縮会議における宇宙の軍備競争防止の議論の方向性を調査し、最後に国際社会が努力すべき方向——*lex ferenda*——について述べる。

一 国際宇宙法による宇宙の軍備管理

(一) 国際宇宙法リスト

初の人工衛星打上げから一カ月後の一九五七年一月には早くも国連総会で宇宙の探査・利用の原則に関する決議一一四八が採択され、翌年総会の補助機関として宇宙空間平和利用委員会 (Committee on the Peaceful Uses of Outer Space: COPUOS) が設置された。COPUOSは一九五九年に常設機関となり現在に至る⁽¹⁵⁾。国際宇宙法は、新しい分野であるため、慣習法ではなく条約が第一義的に重要な法源と考えられるが、COPUOSでは、現在までに五つの国際条約と五つの原則宣言を作成した。五条約の中では特に宇宙条約が規律の中心であるので、次節において、その内容を記述する。五条約は以下のものである。

- ①一九六七年 「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」 (「宇宙条約」) (同年発効、日本は原締約国) (現在締約国九八)
- ②一九六八年 「宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定」 (「救助返還協定」) (同年発効、日本は一九八三年加入) (現在締約国八八)
- ③一九七二年 「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」 (「損害責任条約」) (同年発効、日本は一九八三年加入) (現在締約国八二)
- ④一九七五年 「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」 (「宇宙物体登録条約」) または「登録条約」 (一九七六年発効、日本は一九八三年加入) (現在締約国四五)
- ⑤一九七九年 「月その他の天体における国家活動を律する協定」 (「月協定」) (一九八四年発効、日本は未署名) (現在締約国一一)

この五条約のうち、より直接的に宇宙の軍備管理を規定するのは、宇宙条約と月協定である。しかし、残りの三条約も無関係ではない。宇宙兵器やその一部が地上に落下した場合に当該宇宙物体を打上げ国⁽¹⁶⁾に返還する責任の存否については救助返還協定が規定し、生じた物理的損害に対する無過失責任はその打上げ国が負うことは損害責任条約に記載される。また、宇宙物体に対していかなる連結をもつ国が宇宙物体に主権的権利と責任をもつのかという規定も登録条約等にみられるが、これは武力紛争発生時に宇宙物体とどのような関係をもつ国が攻撃の対象となり得るかを検討するためにも重要な規定である。

国際宇宙法において、打上げ国が宇宙物体の登録(国内登録および国連登録)に基づいて「登録国」となり、登録を紐帯として管轄権・管理を保有するというのが基本的な国家管轄権行使の形態である(宇宙条約第八条、宇宙物体登録条約第二条)。登録を根拠に国籍を付与され、国籍という紐帯に基づいて国家管轄権の対象となる船舶・航空機とは異なり、宇宙物体は直接に登録に基づいて国家の権利と責任が生じる。登録は打上げという物理的行為に基づいて行われるが、打上げ国(定義は宇宙条約第七条、損害責任条約第一条(c)、宇宙物体登録条約第一条(a))が複数存在するときにはそのうちの一国を登録国と定める(登録条約第二条二項)。しかし、内部取極により登録国以外が実際に管轄権・管理を行使する国となることも可能である(同)。このような宇宙物体に対する管轄権・管理のありかたは国籍に基づく管轄権という慣習国際法がなじんだ制度とは異なるため、宇宙関係条約の非締約国に対抗することが可能であるかという問題を生じさせるとともに、登録と実際の管理、管轄権行使が分離した場合には責任の所在国が不明になるという問題が生じる。私企業による商業活動が拡大していく中で、軌道上での衛星の所有者の変更が例外的なできごとではなくなったという現象は登録と管轄権・管理分離の一例である。この場合、「打上げ」という現象に基づかず新しい所有者の国籍国が登録国となつて管轄権を行使するのか、所有関係とは別に登録はそのまま維持されるのか、国家実行は一樣ではない⁽¹⁸⁾。米空軍の「対宇宙作戦」では

中立国の民生衛星が敵国の行動を利する場合には当該衛星やその地上施設を破壊する可能性を示唆するが、かかる民生衛星の登録国が実際に管轄権・管理を行使する国であるのかは国連登録簿からは従来必ずしも明らかではなかったところ（登録条約第二条二項）、軌道上の所有者変更のようにますます不透明になる要素が現出しており、中立法規の適用との関係で注意が必要である。

さらに、後述のように、宇宙物体登録条約を強化することにより、宇宙の信頼醸成措置に役立てようとする考えもあり（後述四（二）④(i)）、この条約に将来の軍備管理に対する直接の意義を見出すことも可能である。

また、COPUOSが条約作成能力を失った一九八〇年代以降に国連総会決議として作成された法的拘束力を持たない文書もその内容が慣習法化して宇宙の軍事利用を規制する可能性がある。したがって、第三節においてこの点を考える。

(二) 国連宇宙関係条約

① 宇宙条約の重要性・第四条の解釈

宇宙の軍事利用という主題について、宇宙条約第四条は以下のように規定する。

「条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びにいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために (exclusively for peaceful purposes)、条約のすべての当事国によって利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは、禁止しない。月その他の天体の平和的探査のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また、禁止しない。」(傍線部筆者)

ここでは、「もっぱら平和的目的のために」利用する義務が明記されているのは天体についてのみである。したがって、締約国が課される義務を明確にするためには、宇宙空間についても平和利用の義務がかかるのかという点および「平和的目的」の利用とは、具体的にはどのような利用をさすのか、という点を検討しなければならない。

(i) 「平和的目的」の定義

「平和的目的」の意味について、宇宙関係条約では何ら説明はない。参考として、他の条約に見られる「平和的目的」「平和利用」の解釈を調べると、平和的目的の利用である限り、軍事的目的の利用は許されない、すなわち「平和的目的」≠「非軍事」と解釈されるのが、国際原子力機関憲章(一九五六年)(第二条)、南極条約(一九五九年)(第一条)、ラテンアメリカ非核兵器地帯設置条約(一九六七年)(第一条一項)、生物毒素兵器廃棄・禁止条約(一九七二年)(第一条、第二条、第一〇条)などである。一方、平和的目的に合致する軍事活動を許容するものに、たとえば「公海は、平和的目的のために利用されるものとする。」と規定する国連海洋法条約(一九八二年)(第八八条)がある。公海は、慣習法上、「他国の利益に合理的な考慮を払って」(with reasonable regard)(一九五八年の公海条約第二条)軍事実験や軍事演習、さらには無差別戦争観の支配した時代には戦争を行う権利が認められてきた。第五福竜丸事件(一九五四―五五年)や国際司法裁判所で審理された核実験事件(一九七三―七四年)もその文脈で理解されなければならない。条約の規律する分野、事項により、同じ用語でも内容は異なるのであり、宇宙条約における「平和的目的」の利用も、用語から定義を導出することはできない。

一九五五年に米ソが人工衛星打上げ計画を公表して以降、宇宙条約起草までの国家実行、COPUOSや軍縮委員会、総会第一委員会等の国連での議論ならびに国連外での二国間・多国間の交渉を検討すると、遅くとも一九六〇年代半ばまでには、「平和的目的」に非軍事の意味をもたせる試みは断念されたことが見て取れる。宇宙

条約起草時にも、ハンガリーやインドが平和的目的の定義につき「非侵略」ではなく、「非軍事」とすべきであるとして「平和的目的」非侵略」と定義する米国の姿勢を批判したが、この点はこれ以上議論されることはなかった。⁽¹⁹⁾ 人工衛星打上げ成功前後に国際社会が期待した非軍事の宇宙活動という夢は、地上で軍事力を行使し得る限度において宇宙空間でも同様であるという現実路線に取って代わられ、平和的目的の利用は、単に自衛権の範囲内での武力行使以外は許されないことを意味するに過ぎなくなった。したがって、「もつばら平和的目的のために」天体を利用しなければならぬというときもそれ自体では、天体の非軍事利用までは要求しない。ただし、その後に禁止事項を列挙するので、近い将来までに予測可能な人間活動において、天体は南極条約並の非軍事化が実現したと判断することは適切である。⁽²⁰⁾

(ii) 宇宙空間における「平和的目的」利用義務の存否

起草過程における争点はむしろ、「もつばら平和的目的」での利用として明記すべき区域の範囲は天体に限定するか宇宙空間にも拡大すべきかについてであった。宇宙空間の利用にも「もつばら平和的目的」という文言を挿入すべきであると提案したあるいは支持した国は、アルゼンチン、⁽²¹⁾ アラブ連合共和国（国名は当時）、⁽²²⁾ オーストリア、⁽²³⁾ ブラジル、⁽²⁴⁾ カナダ、⁽²⁵⁾ 日本（一九六六年八月四日の最終演説）、⁽²⁶⁾ インド、⁽²⁷⁾ ケニア、⁽²⁸⁾ メキシコであったが、結局提案は受け入れられず、「もつばら平和的目的」での利用が明記されたのは天体にとどまった。

軍備管理条約では禁止事項は明示的に記載する慣行があることに鑑みて、宇宙空間を「もつばら平和的目的で」利用する義務は課されていない、と解すべきであろうが、仮に宇宙条約の他の条文の規定と併せ読んで宇宙空間に平和利用の義務が課されると解したとしても、「平和的目的」が「非侵略」の利用を意味する限り、国家が負う義務の範囲に差異は生じない。逆にいえば、宇宙空間にも平和利用義務が課されると解する場合、「平和的目的」の解釈が変われば、宇宙空間の利用方法には一層の制限がかかることになる。したがって、一九六七年

以降の国際宇宙法や軍備管理・軍縮法の発達についてなお精査する必要がある(後述四(一)②(i))。

(iii) まとめ

宇宙条約による規律の範囲は以下のものと考えられる。

(ア) 天体上は、ほぼ完全な非軍事化が達成された。少なくとも個別国家の軍事的性質の行動は禁止される。

(イ) 宇宙空間においては、禁止されるのは、核兵器を含む大量破壊兵器を軌道に乗せることおよびその他の方法で配置することである。核兵器を搭載した大陸間弾道弾(ICBM)のように、地上の一点で発射され、宇宙空間とみなし得る場所を通過して地上の他の一点に到着する兵器は軌道に乗らず、配置もされない⁽³¹⁾ので、宇宙条約により禁止される兵器ではない。

(ウ) 宇宙空間において、または宇宙空間に向けて自衛権の行使として、通常兵器を用いることは可能である。

ミサイル防衛がこの範疇に入る限り、現行法上は宇宙空間に迎撃体を配備することは違法とはいえない。通常兵器の利用に関しては、地上における軍事力行使開始の要件——*jus ad bellum*——に従うことが義務づけられ、

武力行使の禁止(国連憲章第二条四項)とそれを解除する自衛権の行使についての要件(第五条)が問題となる⁽³²⁾。

国連憲章上、国家が、①武力攻撃を受けた場合に、②安保理が適切な行動を取るまでの間、③安保理にこのような武力行使について報告をするという要件を満たすことにより個別的または集団的自衛権の行使が可能である。

また、自衛権行使のための慣習法上の要件として、武力攻撃を受けた場合に武力行使以外の手段により解決を図ることができないこと(緊急性)や自国が受けた武力攻撃と比例する程度の反撃であること(均衡性)等の要件を満たす義務が課される。

② 月協定

月協定による軍備管理は、文言上は宇宙条約による規制を強化したものであるが、現在締約国は一一カ国に過

ぎず、主たる宇宙活動国は一国も締約国とはなっていない点を考慮しなければならない。⁽³³⁾ 世界の軍事大国が月協定に加盟しないため、軍備管理分野での協定の意義は低いものにとどまらざるを得ないのである。

月協定において、宇宙空間の軍事利用の態様を規定するのは第三条である。月協定の適用上、「月」とは天体と宇宙空間の双方を含む概念である。具体的には、太陽系の地球を除くすべて天体（第一条一項）および「月を回る軌道または月に到達しもしくは月を回るその他の飛行経路」（同条二項）を含むと定義される。月協定は以下のように規定する。

第三条「一 月は、もっぱら平和的目的のために、すべての締約国によつて利用される。二 月におけるいかなる武力による威嚇、武力の行使その他のいかなる敵対行為または敵対行為による威嚇も禁止する。地球、月、宇宙船、宇宙船の乗員または人工の宇宙物体に対してこれらの行為のいづれかを行使またはこれらの威嚇のいづれかに従事するために月を利用することも、同じく禁止する。三 締約国は、核兵器もしくはその他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を回る軌道または月に到達しもしくは月を回るその他の飛行経路に乗せず、これらの兵器を月面上もしくは月内部に配置しまたは使用しない。四 月面上における軍事基地、軍事施設および防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験ならびに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的のために軍の要員を使用することは禁止しない。月の平和的な探査および利用のために必要なすべての装備または設備を使用することも、また、禁止しない。」

宇宙条約との相違は、月協定においては「月」の定義が天体と宇宙空間の双方を含むため「平和利用」の義務は明示的に宇宙空間にもかかるといふ点と、武力による威嚇や武力の行使も宇宙全体において禁止されているという点である。しかし、後者については、宇宙条約に明記されてはいないが、国連加盟国である宇宙条約当事国は、憲章第二条四項に従って、地球上であると宇宙空間であるとを問わず「武力による威嚇または武力の行使」を禁じられており、その限りでは新しい義務は課されていない。つまり、「平和的目的」の解釈が宇宙条約と同

一である限りは、月協定の締約国が負う義務の範囲は変わらないことになる。

(三) 国連総会決議としての原則宣言

COPUOSでは、これまで五つの原則を総会決議という形式で作成した⁽³⁴⁾。総会決議は勧告的なものであり法的拘束力をもたないが、慣習法として結晶化したと認められる部分については、国家の行動を法的に拘束する。五原則のうちで直接に軍備管理に言及するものはないが、外国領域を覗き機微な情報を獲得することができるリモート・センシング活動に対する制限を見出す可能性があるのは、一九八六年のリモート・センシング原則宣言⁽³⁵⁾である。しかし、同原則宣言における「リモート・センシング」とは環境保護や土地管理を目的としたものに限りられており(原則 I(a))、また、武力紛争時に敵が自国領域の画像を獲得する権利を制限するための規則をデータ・情報の取得・配布条項(第一二原則)から見出すことは困難である。宇宙条約第一条(宇宙活動の自由と「すべての国のために」宇宙活動を行う義務の調整)の解釈を明確にするために作成された「開発途上国の必要に特に考慮を払ったすべての国の利益のための宇宙の探査および利用における国際協力に関する宣言」(「スペース・ベネフィット宣言」)は、第一条の記述に南北問題解決のための一定の指針は含ませたとはい得るかもしれないが抽象的な文言にとどまっており、宇宙利用のその後の発展から平和的目的の宇宙利用がどうとらえられるべきか、および、宇宙の軍事化の限界づけについての規定はない。

さらに、二〇〇四年に採択された「打上げ国」概念の適用⁽³⁶⁾決議は、これが損害責任条約や宇宙物体登録条約の有権解釈ではないことを特に明記しつつ、多様な形態を帯びるようになった打上げに基づく登録と実際の管轄権・管理行使の関係を明確にするために、関係国が協定を締結することや国内法による調整を行うことを勧告する。同決議は、多様な打上げ形態による責任関係の所在の不明瞭という現象において、特に軌道上の衛星の所

有権移転について明文で注意を喚起しており、衛星の活動に責任を有する国の識別を行い得る指標の必要性を訴える。しかし、登録と管轄権の関係をめぐる問題点の解決は今後に委ねられており、一定の衛星を武力紛争法規の適用対象とするときの連結点として、登録国がいかなる位置にたつのかについての示唆はない。したがって、この決議も宇宙の武力行使態様の限界を定めるために有益な文書とはいえない。

以上、一九八〇年代以降に作成されたCOPUOSでの決議は、軍備管理条項または武力紛争法解釈の参考とはなっても、確立した指針としての価値を特に指摘するまでには至らないという結論を下さざるを得ない。

二 軍備管理・軍縮条約による宇宙の軍備管理

宇宙の平和利用という文脈での作業に特化するCOPUOS以外の場で作成され、宇宙の軍備管理・軍縮に関する条約は以下のものを含むので、ここでリストを挙げ規律内容をごく簡単に記述する。

(一) 多国間条約

一九六三年「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」（「部分的核実験禁止条約」）（一九六三年発効、日本は一九六五年批准）（現在の締約国は一二五）

部分的核実験禁止条約は、「一 この条約の各締約国は、その管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても、次の環境における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止すること、防止すること及び実施しないことを約束する。a 大気圏内、宇宙空間を含む大気圏外並びに領水及び公海を含む水中（以下略）」（第一条）と規定し、宇宙空間における核実験を禁止した条約であるが、核実験は宇宙条約第四条による規制内容に含まれるので、

この条約自体としての意義は大きいとはいえない。なお、部分的核実験禁止条約には核兵器国のうちフランスと中国が未加入である。

(二) 二国間条約

一九七二年「対弾道ミサイルシステムの制限に関する米ソ間の条約」(「A B M条約」)(一九七二年発効。二〇〇二年六月終了)

多国間条約として最も厳格な軍備管理を課す宇宙条約を超える義務を課していた唯一の条約、米ソ(ロ)間のA B M条約は、二〇〇二年に半年前の米の脱退通告(第一五条二項)により終了した。A B M条約は、米ソ(ロ)が「A B Mシステム」の配備を条約で合意した数の地上の固定基地に制限することを約束する条約で「各締約国は、海上基地、空中基地、宇宙基地(space-based)又は移動式地上基地のA B Mシステム又はその構成要素を開発、実験又は展開しないことを約束」(第五条一項)し、また、条約で合意されたものとは別の「物理的原理に基づき、A B M迎撃ミサイル、A B M発射基又はA B Mレーダーに代替しうる構成要素を含むA B Mシステムが将来創設されるならば、かかるシステム及びその構成要素」を利用するためには常設協議委員会に諮りこの条約の改正によって当該新システムを利用しなければならぬという制限を課す(A B M条約に関する合意声明D)。

レーガン大統領の推進した戦略防衛構想(SDI)以来、さまざまな形態のミサイル防衛プログラムが存在したが、⁽³⁷⁾もはやロシアが脅威対象ではなく、ミサイル防衛の配備を目前にした米国にとっては維持しかねる内容の規制となったため、二〇〇一年一二月に条約からの脱退を表明した。通常兵器であっても宇宙に配備することを禁止したA B M条約の失効により、再び宇宙条約第四条の規制が最も厳格なものであるという状況に戻った。

(三) 軍事衛星による監視を許容する条約群

宇宙の軍事利用において許容される行動として、軍事衛星を相互に条約規定検証のために使うことを認めた一連の米ソ(米ロ)条約および一九九〇年の「欧州通常戦力条約」(CFE条約)に言及する必要がある。一連の米ソ(ロ)条約には、一九七二年のABM条約(第二二条)、同年の戦略攻撃兵器制限暫定協定(SALT I)(一九七七年失効)(第五条)、一九八七年の「中距離及び準中距離ミサイルの廃棄に関する条約」(INF全廃条約)(第二二条)、一九九一年の「戦略攻撃兵器の削減及び制限に関する条約」(START I)(一九九四年発効)(第九条)、一九九三年の「戦略攻撃兵器の一層の削減及び制限に関する条約」(SALT II)(未発効のまま終了)(第四条)が含まれる。

世界の公衆には、長く、宇宙の探査および利用は人類の夢と純粹な科学的知見を探求するための活動であり、地上の国家間関係とは異なり理想的な国際協力が行われていると広報されており、部分的にはそれが信じられていたため、米ソを中心とする宇宙活動先進国は、宇宙開発は第一に軍事利用のためのものであるという側面を可能な限り隠匿する傾向にあった。そのため、軍事衛星の利用を米大統領がようやく公に認められたのは、一九七八年である。³⁸⁾しかし、それ以前も米ソの軍備管理交渉においては、軍事衛星、特に画像偵察衛星による相互監視の有用性が認識されており、ABM条約では、両国が条約規定遵守を確保するために相互に「一般的に認められた国際法の諸原則に合致する方法で、自国の検証技術手段(National Technical Means of Verification: NTM)を自由に使用する」(第二二条一項)ことおよびNTMの妨害や秘匿を行わないことに合意(同条二、三項)する。条文上はNTMの中心が衛星監視であることには言及しないが、起草過程においてその点は確認されていた。³⁹⁾ロシアを含む欧州諸国および米国が加盟するCFE条約においては、査察条項(第一四条)に加えて「一般に認められている国際法の諸原則に合致する方法で、その保有する自国の又は多数国間の検証技術手段を使用する権

利」(第一五条一項)(傍線部筆者)および相互に「自国の又は他の締約国を含む多数国間の」NTMを妨害せず秘匿しないことを約束する(同条二、三項)⁽⁴⁰⁾。NTMの妨害を禁止する条項には、偵察・監視衛星等の攻撃の禁止が含まれると解され得るので、条約が有効である間は、当時国間において衛星攻撃禁止条約が結ばれていると考えることができ得るであろう。CFE条約には、米口も含めて三〇カ国が加盟するので、多くの宇宙先進国の間では、すでに監視衛星攻撃禁止の規定が一〇年以上課されていると評価し得る。しかし、これは自国が外国から武力攻撃を受けた場合に、自衛権の行使としての当該外国が運用する監視衛星を攻撃することまでも禁じた規定とはいえないであろう。⁽⁴¹⁾ なぜなら、戦時復仇禁止の対象とするためには、そのための特別の条約規定が必要であると考えられるからである。⁽⁴²⁾

三 武力紛争法の適用可能性

近代国際法の中心的分野は長く戦争法であった。これは、戦争において禁止する兵器や戦闘方法を定め、また戦争の合法的開始方法や終了方法、さらに傷病兵、捕虜や文民の取り扱いなどについて規定するルール群——(*jus in bello*)——である。一九二八年の「戦争抛棄二関スル条約」(不戦条約)(一九二九年発効、日本は原締約国、締約国六〇)で自衛戦争以外の戦争を禁止した(第一条)後は「戦争に訴える権利」(*jus ad bellum*)そのものに国際法の規制がおよぶようになり、一九四五年の国連憲章で戦争以外の武力行使も禁止(第二条四項)した後は、違法化された行動が生じた場合に当事者間に平等に適用すべき行動規則を検討するという点に論理矛盾と困難が伴ったが、「事実上の戦争」は常に存在し続ける実態に基づいて「武力紛争法」、「国際人道法」等の名称の下に *jus in bello* の研究が行われている。

既述のように米空軍の「対宇宙作戦」によると、米国が攻撃を受けた場合には、攻撃国のみならず第三国の商用衛星または地上設備に対しても必要な反撃を行う可能性が示唆される。これは、武力行使が違法化された現在、国家はどのような場合に宇宙で軍事行動を開始することができるのかという自衛権行使の要件——*jus ad bellum*——の問題とともに、いったん武力紛争が生じた後の交戦者間の適切な戦闘方法という問題——*jus in bello*——を含むが、前章までの検討の結果、地上でまたは宇宙空間でA国がB国から武力攻撃を受けた場合に、現行国際法上の自衛権の要件を満たすならば、地上から宇宙空間に向けて、宇宙空間から地上にむけて、また、宇宙空間においてB国はA国に対して武力を伴う反撃をすることを禁止する国際法は存在しないといわざるを得ない。したがって、問題は、いったん武力紛争が開始した後の行動を規制する武力紛争法の適用可能性であり、その中でも問題の中心となり得るのは第三国の商用衛星に対する武力行使の適法性である。

第二次大戦後、集団安全保障機構としての国連が、違法な武力攻撃を他国に対して行った国家に対する武力制裁の中心となることが予定されていた。そのため、原理的にはすべての国家間武力紛争において侵略側と被侵略側が存在することが想定され、国連体制下では、すべての交戦国に対する公平な行動を義務づけられる「中立国」という存在は許容しにくいものとなり、中立法規の存立基盤も不明確なものとならざるを得ない。しかし、国連憲章に基づく手続きによる国連軍（憲章第四三条以下）の設置に失敗したことをはじめとし、その後の動向は必ずしも国連憲章が予想したものではなかった。国家実行においても、一九四八年のアラブ・イスラエル戦争や一九六五年のインド・パキスタン戦争は戦争宣言に基づいて開始された。また、交戦国は中立法規の適用を主張し、中立商船に対する臨検・拿捕を行い、捕獲審検所を設置した。一九八〇—一九八八年のイラン・イラク戦争においても多くの中立国商船が両交戦国の攻撃にさらされた。また、一九四九年に採択されたジュネーブ四⁴³条約や一九七七年の「ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（第一追加議定

書」(一九七八年発効。日本については加入書寄託により二〇〇五年発効)には中立国についての規定がみられ、中立法規が消滅したわけではないことが確認される。⁽⁴⁴⁾しかし、中立国は、法的な戦争が開始され、交戦国が対等の立場にあるときに明確に成立し得るものである。そもそも戦争が宣言されること自体が稀でほとんどすべて「事実上の戦争」状態が生じるに過ぎない現代において、中立法規の適用対象となる中立国が存在し得るのは、国連安保理が侵略者と自衛権の行使を行った者の区別を行うことができず、武力紛争の外にいる国が自己の選択として中立法に基づいて行動したときのみであろうと考えられる。⁽⁴⁵⁾中立法規は戦争と中立の二者択一が成立する状態を基盤として展開される法秩序であるがゆえに、中立法規は現代も存在するであろうが、国連憲章下で相当程度の変容がなされていることを前提として、以下、宇宙物体への攻撃と中立法の関係を検討する。

(一) 条 約

宇宙の武力紛争に係る条約のうち、本稿は、特に「対宇宙作戦」が予定する中立国の衛星やその地上設備に対する攻撃の適用性いかに焦点を当てて考察する。その際、以下の点に特に留意しなければならないであろう。まず、第一次大戦以前に作成された条約には総加入条項が及ぶので、武力紛争が宇宙空間を含む形で遂行されたとき、紛争当事国のいずれか一国が条約の当事国でない場合には、条約は適用されないことになる。もっとも、条約中、慣習法化した規定については、慣習法として非当事国を拘束することはいうまでもない。第二に、宇宙利用が存在しなかった時代の規定を衛星や地上設備等の施設にいかんにかに準用するのが妥当であるのかという問題がある。第三に、最も本質的な問題として既述のように戦争が国家の合法的行動であった時代の規定がどこまで現代の武力紛争に適用できるのかという疑問がある。これは特に第三国の商用衛星への攻撃に対して当該第三国がいかなる立場におかれるのかという中立法の問題において顕著である。第四に、宇宙条約の当事国は「自国

の活動について、それが政府機関によって行なわれるか非政府団体 (non-governmental entities) によって行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従って行なわれることを確保する国際的責任を有する。」(第六条) とあるように、宇宙の探査および利用について、私企業が行う活動も国家の活動と同視することが宇宙活動の原則であるので、国家と私人の活動を峻別し、私人の商行為が交戦国の双方に平等に行われているのであれば国家の責任を問わないとする規定の多い中立法はかなりの部分、宇宙活動には適用がないのではないかとも思われる。要するに、宇宙兵器の使用につき、中立法を含む既存の武力紛争法の適用可能性を考察する作業には幾重もの仮定が立ちはだかり、確たる回答はほとんど望み得ないという予想が立つのである。

下記の条約については、まず関係する条約規定の概要を述べ、次に鍵となる用語「敵の貨物」「戦時禁制品」「無線電信局」等を宇宙空間においてどの程度準用し得るかについて、必要な修正を考慮に入れつつ条約の適用可能性を考える。

① 一八五六年 海上法ノ要義ヲ確定スル宣言 (パリ宣言) (同年発効、日本は一八八六年加入、締約国二五)

この条約は私船を拿捕に用いることを禁止し(第一規定)、中立国の船舶に搭載する敵国の貨物について戦時禁制品のみが拿獲 (capture) の対象となると定める(第二規定)。また、敵国船舶に搭載する中立国貨物において戦時禁制品は拿獲の対象となり得るとする(第三規定)。たとえば、中立国企業が所有するリモート・センシング衛星に関して敵国が一定量のトランスポンダを使用する契約の場合、当該トランスポンダのみを抽出して一時的に機能不全に陥らせることが可能であれば、そうすることは適法な行為となるのであろうか。しかし、衛星の構成部分としてのトランスポンダは、物理的にとりより機能的な意味で敵国の排他的利用に供されるものであり、「貨物」とみなし得るのか、仮にそうであるとしてどういう条件が整えば「戦時禁制品」とみなし得るの

か、また、機能破壊を戦時禁制品の拿獲と擬制することが許されるのか、安易な擬制や準用は回避しなければならないことに鑑みて、パリ宣言の適用可能性はほほえないように思われる。

②一九〇七年 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（ハーグ第IV条約）（発効一九一〇年、日本は一九一二年批准、締約国四四）（この条約は一八九九年に採択された同名の条約を改正したものである。）

この条約の実質的規定は、条約の不可分の一体としての附属書である「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」に規定される。同規則は、無防守都市、村落、住宅または「建物」(Buildings) に対する攻撃を禁止し（第二五条）、私有財産の尊重を指示し（第四六条）、また、占領地と中立地とを連結する海底電線の破壊を「絶対的ノ必要アル場合」に限定する（第五四条）。民生利用の有人宇宙構築物ならばともかく、たとえば商用リモート・センシング衛星（動産）を「建物」（不動産）とみなすことは不可能であることに加えて、衛星が交戦者の軍事目的での利用に供されているときには軍事目標主義に基づく攻撃免除を主張することは、この規則からは困難であろうと考えられる。

また、第五四条という「海底電線」を衛星通信に準用して考えることができるかについて慎重でなければならず、さらに、敵国と占領地の法的性格の相違を念頭におく必要もあるが、海底電線破壊の許容性を低く設定していることは、民生の通信衛星が敵国に通信を提供する場合の対処の範囲を考える上で参考資料となるかもしれない。

③一九〇七年 陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約（ハーグ第V条約）（発効一九一〇年、日本は一九一二年批准、締約国三四）

この条約は、中立国の領土の不可侵を原則とし（第一条）、交戦国が軍隊や弾薬・軍需品等を運ぶために中立国領域を通過することを禁止する（第二条）。また、交戦国が戦争前に軍事目的で中立国の領土に設置した公衆

通信のための通信設備を戦闘中に用いることは禁止される(第三条)。中立国の側も自国領土が戦争目的で用いられることを回避する義務を負い、前記第二条や第三条等に規定される事態の生起を許容してはならない(第五条 中立国の不寛容義務)。しかしながら、中立国は自国民が行う交戦国の一方または他方に対する兵器弾薬等を含む一切の物件の輸出や通過を防止する必要はない(第七条)。また「中立国ハ其ノ所有ニ属スルト会社又ハ個人ノ所有ニ属スルトヲ問ハス、交戦者ノ為ニ電信 (telegraph) 又ハ電話ノ線条 (telephone cables) 並無線電信機 (wireless telegraphy apparatus) ヲ使用スルコトヲ禁止シ、又ハ制限スルヲ要セサルモノトス。」(第八条)と規定される。通信は公益事業であり、交戦者のどちらか一方のみを利することがない限り、中立義務と両立すると考えられたのである。

電信、電話、無線設備等に対する規則が衛星通信、気象衛星情報ならびに米空軍が運営し世界全体に向けて無償で配布されているGPS (Global Positioning System) 情報⁽⁴⁶⁾およびその他の測位衛星情報⁽⁴⁷⁾にも準用されると考えるならば、第三国またはその非政府団体が交戦国の双方に公平に公衆回線での通信等を提供する限りは、このような公益事業主体が行う役務の提供は合法的行為とされ、交戦国の一方が当該通信衛星の機能妨害を含めた措置をとることは許容されないかと推定される⁽⁴⁸⁾。しかし、リモート・センシング衛星からの画像の提供は、明確な軍事目的に奉仕する目的で一定の場所についての特定仕様の画像の提供を要素とする契約に基づく役務であり、より直接的な軍事効果がある。顧客ごとに特定の要請がありそれを基盤とする役務であるリモート・センシングは、通信やGPSのように広く公衆一般に継続的に、また無差別・公平に役務を提供すべき公益事業とは類型を異にするものであるため、リモート・センシング衛星にはハーグ第V条約第八条の準用はできないのではないか。むしろ、第七条にいう兵器弾薬の類推適用の可能性が高いと考えられるが、非政府団体の活動に対しても国家が国際的責任を有する(宇宙条約第六条)宇宙法制度に基づき、第七条の反対解釈としてリモート・

センシング画像が交戦国の一方に渡らないように防止する相当の注意義務をもつと解すべきであろうか。

第八条による保証にもかかわらず、交戦国のいずれか一方を利することになり中立法違反を疑われることを懸念して、多くの中立国は、第一次大戦中、自国領域内に設置された電信および無線設備が交戦国に用いられないように注意し、また、自国民が暗号化された通信を一方の交戦国に提供することを防止した。また、第二次大戦が勃発すると、交戦国に対して自国船舶または外国船舶の現在地、通航方向および貨物についての情報を送付することを禁止する国内法を策定する国もあった。⁽⁴⁹⁾ 米国防省の中立法解釈は、このような両大戦時にみられた若干の国家実行を採用するものであり、中立国が通信、測位、気象情報を敵国に提供しまたは自国民による提供を防止しない場合は、それによる損害を受けた交戦国は、提供を停止させることを目的とした「戦域におけるジャミング」などの「限定的自衛権」(limited right of self-defense)を行使できるとする。しかし、これは中立国の権利の範囲内であるとして国防省の判断を批判する見解もある。⁽⁵⁰⁾ 解釈の対立が生じる根本的な理由は、中立法の現状が現代の国際法基盤において不明確となっていることおよび参照とする中立法規が領域内や船舶・航空機を対象として書かれており、衛星に関して準用可能性を考えるためには幾重もの擬制を行わなければならないことであらう。

さらに、第三国の地上受信設備を破壊する場合はともかく、領域から宇宙空間の衛星にジャミングをかけたまたは機能破壊のレーザー攻撃を行う場合などを「陸戦」ととらえることができるか、とらえられない場合に宇宙空間を含む武力紛争に第V条約の規則を準用することができるのか判断に注意しなければならない。

④自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル条約(ハーグ第四條約)(発効、一九一〇年、日本は一九二二年批准、締約国三七)

敵の沿岸およびその港の前面に、単に商業上の航海を遮断する目的で自動触発水雷を敷設することを禁止し

(第二条)、繫維自動触発水雷 (anchored automatic contact mines) を使用するときは平和的航海の安全のための一切の予防手段を取ることを、軍事上の必要がない場合は航海者に危険区域を指示すべきことが規定される(第三条)。さらに、中立国が自国沿岸に自動触発水雷を敷設する場合には交戦国と同一の義務が課せられる(第四条)。ASAT兵器を使用するときに第三国に対して留意すべき基準についての参考資料を提供する規定かもしれないが、そもそも繫維自動触発水雷および無繫維自動触発水雷 (unanchored automatic contact mines) に関する規定をASAT兵器に準用できるかが問題となる。

⑤一九〇七年 海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約(ハーグ第XIII条約)(発効一九一〇年、日本は一九二二年批准、締約国三〇)

ハーグ第V条約と同じ精神に基づき、交戦国による中立の尊重義務と中立国の公平、不寛容義務が中心である。この条約の第七条は、ハーグ第V条約第七条と同じく、自国民による交戦国に対する兵器弾薬の輸出を防止する義務の否認である。自国民の活動に国が国際的責任をもつ宇宙条約第六条に従い、右記③で記したように、中立国は宇宙で運用するリモート・センシング衛星の画像が交戦国の一方に提供されないよう適切な防止措置を取る義務があるといえるであろう。第八条において中立国は、交戦国の戦力として使用されると「信スヘキ相当ノ理由アル一切ノ船舶カ其ノ管轄内ニ於テ艦装又ハ武装セラルコトヲ防止スル為、施シ得ヘキ手段ヲ尽スコトヲ要ス。」と規定し、また交戦者への平等待遇を明記する(第九条)。船舶についての規定を衛星に準用することができ、また衛星に対して登録国が有する管轄権に基づいて衛星に準領域性を擬製し、「管轄内ニ於テ」の一定の事態とみなすことができると仮定すると、中立国は民生のリモート・センシング衛星が交戦国の軍隊に画像を売却することを防止する相当の注意義務を払う義務をもつといえるかもしれない。

しかし、右記③ハーグ第V条約の箇所を検討したのと同様の理由で、通信、測位、気象衛星からの情報につい

て、交戦国すべてに平等に公益事業として提供される限りは中立法違反とはならないであろう。

⑥一九七七年 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約（ENMOD条約）（発効一九七八年、日本は一九八二年加入、⁽⁵²⁾縮約国六九）

ENMOD条約は、一定兵器の使用を禁止するという意味で武力紛争法に関する規則である。ENMOD条約が採択され得たのは禁止事項である「環境改変技術」が当時存在しなかったためであるとされる。同条約の禁止事項は以下のものである。「I 縮約国は、破壊、損害又は傷害を引き起こす手段として広範な、長期的な又は深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の縮約国に対して行わないことを約束する」（第一条）。その際、「環境改変技術」とは、自然の作用を意図的に操作することにより地球（生物相、岩石圏、水圏および気圏を含む。）又は宇宙空間の構造、組成又は運動に変更を加える技術をいう。（第二条）（傍線部筆者）とされ、同条約了解事項の中で、「広範な」「長期的な」「深刻な」という用語の解釈が示される。⁽⁵³⁾ ENMOD条約から約半年後に署名のために開放された第一追加議定書第三五条三項および第五條に類似の規定が見られるが、議定書は環境自体ではなく文民の保護のための戦闘方法の制限として作成されており、また、用語の定義が異なるなど、ENMOD条約と重複する義務ととらえることはできない。⁽⁵⁴⁾

⑦一九七七年 ジュネーブ条約に対する第一追加議定書（第一追加議定書）（一九七八年発効、日本については二〇〇五年発効、縮約国一六二）

この条約の第三六条は、「縮約国は、新たな兵器又は戦闘の手段若しくは方法の研究、開発、取得又は採用に当たり、その使用がこの議定書又は当該縮約国に適用される他の国際法の諸規則により一定の場合又はすべての場合に禁止されているか否かを決定する義務を負う。」と規定する。起草過程では、縮約国はこの条により自動的に自国の決定を公にする義務を負わないが、国内で新兵器や新しい戦闘手段の合法性を明確にする手続きを設

け、他の締約国から照会された場合にはそれに回答する義務があるとされてきたという。⁽⁵⁶⁾ この解釈に従うと、「対宇宙作戦」における新しい戦闘方法、新しい兵器の利用においては、米国に合法性の証明を行う拳証責任があることになる。

⑧ 国際電気通信連合憲章（ITU憲章）（一九九二年採択、一九九四年発効、二〇〇二年に最新の改正）

武力紛争を規律する条約ではないが、中立義務に違反をした国に対する対抗措置を定める条約と言い得るものにITU憲章がある。この憲章は加盟国に「国の安全を害すると認められる私報 (private telegram)」の伝送を停止する権利を留保しており（第三四条一項）また「他の私用の電気通信 (any other private telecommunications)」であって国の安全を害すると認められるものを切断する権利を留保する（同二項）。自国の安全保障を害するおそれのある衛星通信回線を切断することを認める規定で、中立法違反を行った国が管轄権を保有する衛星に対して交戦国が行い得る措置の一つと考えることができるであろう。

(二) その他の重要な文書および概念

また、未発効にとどまったが、規則の内容が慣習法として結実したと評価される条約や法的拘束力をもたないが実質的法源として重要なものを以下に挙げる。

① 一九〇九年 海戦法規に関する宣言（「ロンドン宣言」）（未発効であるが、条約の重要部分慣習法として国際社会を拘束すると評価される。）

中立船舶は、「敵を利する情報を伝達する目的をもって、とくに航海する場合」（第四五条一項）には軽い軍事的援助をした中立国船舶として戦時禁制品を輸送する中立船と同様の扱いを受け、「三 この船舶が全体として敵国の政府のために雇い入れられた場合 四 この船舶が、現に且つもっぱら、敵国の軍隊の輸送または敵を利

するための情報の伝達に従事する場合」は重い軍事的援助として、敵国の商船として扱われ、貨物は没収 (con-
demnation) される (第四六条)。この未発効条約の慣習法化した部分につき、仮に衛星を船舶とみなすことがで
きるならば、リモート・センシング画像の提供が第四六条の重い軍事的援助、または少なくとも第四五条の軽い
軍事的援助に該当すると解釈される可能性もあるのではないか。一方、通信や測位情報の提供は同内容の役務提
供がすべての顧客に公平に行われる限りは適法行為とみなすことになるのであろうか。

② 一九二二年～一九二三年 戦時の無線電信管理および空戦規則案 (条約としての採択には失敗したが、内容の一
部は慣習法の表明であると評価される。)

第一部は無線電信管理 (全一二条) について、第二部は空戦規則 (全六二条) について規定する。第一部第四
条において、中立国は自国管轄内において (within its jurisdiction) 軍隊や軍事作戦についての情報を交戦国に
送信することを防止する必要が生じない限り無線電信機を使用することを制限・禁止されない旨が規定される。

一九〇七年のハーグ第五條約第八条における中立国内の無線電信機使用の規則に比べて厳格なものと解する可能
性もあるが、中立国政府・私人の通信、航行、気象衛星などの利用について存する問題は既述と同様である。

第二部の空戦規則案において第三国の民生リモート・センシング衛星の利用に関係しているといえそうなのは、
「中立国は、他方の交戦国に通報する意思をもって一方の交戦国の移動、作戦行動または防護を自国の管轄内に
おいて (within its jurisdiction) 空中から偵察 (aerial observations) することを防止するために、利用可能な措
置を取らなければならない。」(第四七条) という規定である。これらが交戦国や中立国の領空からの偵察を意味
するならば、この規定を宇宙といういかなる国の管轄権も及ばない区域からの偵察に準用することはできない。
しかし、原文からは、空域のどの部分からの偵察であるかは判然とせず、宇宙からの偵察と解する余地もある。
だが、その場合「自国の管轄において」偵察するという条件を満たすためには衛星を登録した国の管轄権に基づ

く準領域性の擬制が必要となる。しかし、船舶すら「浮かぶ領土」と擬制することをやめた時代に、無人の衛星に準領域性を考えることは不適切であろう。

③一九九四年 サンレモ・マニュアル

第二次大戦後内容が不明確になった海戦法規の今日の姿を再構築するために、一九八七年以降、イタリアのサンレモにある人道法国際研究所が各国から専門家を招請して海戦法規の諸問題を討議して作り上げた文書である。⁽⁵⁶⁾ 国連憲章との関係で生じた武力行使に関する国際法の構造転換や国連海洋法条約が海戦法規に及ぼした影響に対する検討も行われ、各国海軍が統一性をもってマニュアルを起草するガイダンスと位置づけられる。実質的法源として重要になる可能性も高く、中立国の衛星や地上設備に対する攻撃可能性とその態様を調査するときのガイドラインとなることが期待される。

④マルテンス条項

さらに、法源としての取り扱いにおいて慎重な検討が必要な「マルテンス条項」という概念がある。一八九九年の陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約の前文において、条約の締約国は、ある戦争方法の制限が条約規定として明記されない場合でも文民や交戦国は「文明国ノ間ニ存在スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル国際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適当ト認ム」という宣言が記載された。この条項を提唱者の名にちなんで「マルテンス条項」といい、直接にはこの条約の第一条および第二条を解釈するときの方針として採択された。その後、一九四九年のジュネーブ四条約の廃棄条項⁽⁵⁷⁾に撰取され、また一九七七年の第一追加議定書の第一条二項に若干の字句の修正とともに挿入された。⁽⁵⁸⁾

現代における「マルテンス条項」をめぐる争点の中心は、これが単に武力紛争分野における慣習国際法の規則のみを指すのか、人道の諸原則や公共良心の要求自体を慣習国際法以外の独立した法源として武力紛争当事国を

拘束する規範とみなすかである。国際司法裁判の判例や学説において独自の法源性は部分的に肯定されているとはいえ、裁判所は一般に「マルテンス条項」そのものから判断を下すことには慎重である。⁵⁹⁾宇宙兵器との関連では、衛星や地上設備に対する攻撃が行われる場合はもちろん、宇宙基地に存在する要員に被害が及ぶ場合の法律問題を考える際に一層重要となるであろう。宇宙の軍事利用がますます拡大し、しかしそれにもかかわらず許容される軍事利用の態様についての法文書が採択されない場合に、「マルテンス条項」のもつ意義が想起されるであろう。

(三) まとめ 中立法規の宇宙物体への適用について

これまで、既存の条約やその他の法文書では、宇宙における軍備管理の現状がどういものであるかを検討した。既存の武力紛争法の宇宙への適用については幾重もの擬制がなければ行えない部分が多いといえそうである。また、戦争が国家の権利として確立されており、総加入条項が条約に規定されていた時代の規則を今日適用することの困難が存在する。そこで将来の運用において起こり得るのは、攻撃を行う国が中立法規の基本原則から直接中立国の義務を引き出すという方式である。

伝統的な中立法においては、中立国は重要、交戦国に対して不干涉と公平の義務に基づいて三つの義務を負うとされてきた。第一に、交戦国の交戦法規に従った戦闘行為から派生する被害や不利益を受忍する義務（「黙認義務」）があり、具体的には砲爆撃による被災や公海上での戦時禁制品の臨検・捕獲などが黙認義務に含まれる。第二に、交戦国のいづれにも加担する行動を取らないという「避止義務」があり、一方の側に軍隊や武器を提供することが避止義務違反の中心である。第三に、中立国は自国の領域を交戦国の交戦目的に使用させないという「防止義務」をもつ。無人の衛星を領域と擬制することは困難であり、仮に準領域性を認めた場合でも、防止義務

務は避止義務に吸収されることになるであろう。中立国の黙認義務や避止義務を広く解釈することを許して他国の衛星に対する攻撃を容易なものにしないためにも、武力行使自体が違法化され、国連による集団安全保障が基本となり、中立という概念自体が動揺して久しいことを想起して、宇宙での武力行使における新しい規則を明示の合意として作成することが有効と考えられる。

四 軍縮会議の限界と意義

(一) 軍縮会議の機能

① PAROSアドホック委員会の意義

ABM条約の終了以前も、米ソ（ロ）以外の国にとっては、宇宙条約第四条が最も厳しい規制であった。しかし、国際社会は必ずしもその状態を好ましいものにとらえていたわけではなく、新たな条約の作成やそれが可能な場合は将来の慣習法化をめざして実質的法源としての決議や行動綱領の作成に向けて努力を継続していた。

国連軍縮委員会は、発足時から全面完全軍縮という目標のために自縄自縛となりほとんど機能せず、一定の成果は、非公式の交渉フォーラムとしてのジュネーブ軍縮委員会で達成された⁽⁶⁰⁾。その後、一九七八年の第一回国連軍縮特別総会の最終文書第一二〇項で、軍備管理のための多国間フォーラムとして軍縮委員会 (Committee on Disarmament: CD) の設置が決定され、宇宙の軍備管理もCDで扱われることとなった。軍縮委員会は一九八四年に軍縮会議 (Conference on Disarmament: CD) と改称され、今日に至る。CDでは、一九八五年から一九九四年までの間宇宙の軍備競争防止 (Prevention of Arms Race in Outer Space: PAROS) アドホック委員会を設置し、宇宙条約第四条に上乘せする基準の設定を目指したが、いかなる条約も作成することはできなかった。

メンバー国（現在六六カ国）の全会一致が文書採択の条件となるCDで条約を作成することは困難で、一九九五年に核兵器不拡散条約（NPT）の無期限延長を認める代償として非核兵器国が要請した包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択にも失敗し、CTBTは多数決での採択が可能な国連総会に場を移してようやく採択を果たした。CDの次なる目標は核不拡散徹底のための核分裂性物質禁止条約（Fissile Material Cut-off Treaty: FMCT）の交渉となる筈であったが、PAROS交渉促進をFMCTの交渉開始の前提条件とする中国やロシアの姿勢を嫌った米国の政策により、PAROSアドホック委員会を設置することが以後不可能となった。CDにおける暫定議題を勧告する国連総会決議は、毎年ほとんど同じ文章でPAROSアドホック委員会の再設置を要請するが、CD本会議では再設置が了承されることはなかった。国連総会決議は毎年、以下のように決議する。

- 「1項 PAROSは重要でありこの問題をアドホック委員会で討議することは適切と確認する。
- 2項 宇宙に適用される現行法制はPAROSに不十分であると確認する。
- 3項 PAROS検証のための適切かつ実効的規定を伴う一層の措置が必要であることを強調する。
- 4項 特に宇宙能力のある国に対し宇宙の平和利用およびPAROS目的に貢献し、かつ、この目的に反する行動および現行条約に反する行動を差し控えるよう要請する。
- 5項 単一の多国間軍縮交渉フォーラムとしてのCDがPAROSにつき適切な多国間条約を交渉する主要な役割を有することを再び声明する。」⁽⁶⁾

しかし、CD本会議においてまた事務局長に書簡を送付するなどして宇宙軍備管理の提案を行うことは引き続き可能であり、また、本会議でPAROS委員会設置の可否についての討議は毎年行われるので、メンバー国は自国の見解を表明する手段を全く失ったわけではない。さらに、一九九四年までの一〇年間のPAROSアドホック委員会討議録により、いかなる点につき合意が形成されつつあったのかを概観することは可能である。技術

の発展が著しく利用の態様の変化が激しい宇宙空間の行動を規律するルールとしては、法的拘束力をもつ条約や慣習法以外に、法と非法の中間にある「実質的法源」も今後の法生成の方向を予測する尺度としてのみではなく、現在、国家はどのような範囲の行動を取り得るのかを判断する材料としても重要である。そこで、以下、CDにおけるPAROSでの議論を概観する。

②軍縮会議の成果の概要

(i) 宇宙空間の行動に課せられた義務の範囲

宇宙の「平和的目的」の利用が自衛権の範囲内の軍事利用を含むものであることは、CDにおいて繰り返し再確認されている。たとえばチリやエジプトのような非OEC D諸国も宇宙空間の平和利用は一定の軍事利用を含むと解釈せざるを得ない、と明言した⁽⁶²⁾。一方、宇宙条約に明記はされていないものの宇宙空間にも「もっぱら平和的目的」の利用義務がかかり、平和利用とは非軍事である、と主張する国も全くないわけではなかったが、ほとんど支持は得られなかった⁽⁶³⁾。

各国の見解の最近の例としては、二〇〇四年八月にロシアは自国の「国際法に合致した宇宙の軍事利用」⁽⁶⁴⁾は拡大しつつあるとした上で、これに該当するのは、宇宙に兵器を配備せず、または、宇宙空間から宇宙空間を攻撃しもしくはそのような脅威を作り出すものではない軍事利用と説明した⁽⁶⁵⁾。また、フランスは同年六月の非公式本会議において、宇宙の合法的な軍事利用は国際社会により保護されなければならないと発言し、このような軍事利用の例として、偵察、情報収集、コマンド・アンド・コントロールを挙げ、総称して宇宙の *passive* な利用が合法的な軍事利用であると結論つけた⁽⁶⁶⁾。

国家実行およびその意図の表明から、平和的目的の非侵略である、という解釈が一九八〇年代後半から一九九〇年代初期にも確立していたと判断してさしつかえないであろう。

(ii) 二つのアプローチ…ミリタリゼーションとウェポニゼーションへの収斂

しかし、CDにおいて、これが望ましい状況と考えられていたわけではない。CDでの各国の主張を検討すると、宇宙の利用を二分し、‘defensive’ と ‘offensive’、‘passive’ と ‘active’、‘militarization’ と ‘weaponization’ 等を対比させ、それぞれ前者は適法活動として残し、後者を違法化すべく国際合意を醸成すべきであるというのが基本的な論調であった。また、これらの用語のうち、次第にミリタリゼーションとウェポニゼーションの使用が一般的になり、宇宙空間に配置する物体が攻撃能力をもつか否かを基準に「攻撃的な」軍事活動はウェポニゼーションとして禁止し、地上の軍事活動を支援する目的で用いられ、それ自体は攻撃能力をもたない防衛的な活動は宇宙のミリタリゼーションとして許容すべきである、というのが大勢となつた。⁽⁶⁷⁾

(二) ウェポニゼーション禁止の方法

① 宇宙条約解釈案

カナダは、伝統的に軍備管理・軍縮に特色ある政策を展開する国であるが、PAROSにおいても興味深いスタンスを取る。カナダは、宇宙空間において自衛権の範囲内の軍事利用は合法的な活動であるとしつつ、可能な軍事利用の範囲を狭めていくよう新たに形成された国家合意を見出すべきであると主張した。カナダも現状では宇宙の軍事利用の限界を定める条約を採択することは困難であると認めるが、しかし、宇宙条約の正しい解釈により、すでに宇宙空間は一定の軍事利用しか許されなくなつたと結論づけることができるとした。条約法に関するウィーン条約は、条文を文脈により通常の意味に従い解釈する(第三一条一項)ことを確認するとともに、解釈で考慮すべき要因として、「(a)条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意 (b)条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの (c)当事国の間の関係において適用さ

れる国際法の関連規則」(同条三項)を挙げる。また、「用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する」(同条四項)と規定される。

十分な宇宙技術を有する国があえてASAT兵器その他の宇宙兵器の配備に乗り出さないこと、各国の宇宙政策が「平和利用」を建前とすること、人類の夢と挑戦の場として宇宙は全人類の利益に奉仕する場であること(宇宙条約第一条の内容が次第に世界的に受け入れられていったこと)など平和利用の義務が内在されていることなどを総合して、カナダは、ウィーン条約法条約第三条三、四項が適合する状態が既に現出しており、単に大量破壊兵器配置の禁止だけでなく一定の軍事活動以上の行為を宇宙空間で行うことはできなくなった、と主張した。そして、許容される一定の軍事活動とは、信頼醸成のための監視活動を中心とするものでありととらえ、活動範囲の明確化のために国際社会の合意づくりを進める必要性を強調する。⁽⁶⁸⁾

宇宙条約第四条を現行のまま保存し、法解釈により軍備管理・軍縮を進めていこうとする考え方は、新たな慣習法認定とも重なるウエボニゼーション禁止案である。しかし、明確な規範作成の困難からの工夫とはいえ、仮にカナダの解釈を受け入れるとしても明確な明文の規範ではないという点が拘束性を弱めることは否めない。

②宇宙兵器禁止条約採択案

PAROSアドホック委員会における討議の中心は「宇宙兵器」の定義であった。宇宙兵器禁止条約の作成が、ミリタリゼーション許容、ウエボニゼーション禁止と重なるからである。宇宙から宇宙、地上から宇宙、宇宙から地上を攻撃する能力がある兵器システムおよびその部分を宇宙兵器と定義しようとするところまでは多数の国の合意はあったが、兵器システムをどのようなものとしてとらえるのか、また独立した「兵器」と解するのはどこまでか等の合意に至らず定義づくりは失敗した。⁽⁶⁹⁾もともと地上から宇宙空間に向けて用いる兵器を「宇宙兵器」に分類することには異論がある。宇宙兵器の定義いかんでミサイル防衛システムが宇宙兵器に入ることにな

るので米国を中心に「宇宙兵器」を広くとらえることに大きな反発があったことが定義づくり失敗の主因であった。PAROSアドホック委員会の設置が不可能になってからは、二〇〇〇年に中国(CD/1686)が、二〇〇三年にロシアと中国が共同で(CD/1679)事務局長宛の書簡や本会議での提案として宇宙兵器禁止条約づくりを主張するが、二国の意図が米国のミサイル防衛推進の挫折であることがあまりに明白であるため、メンバー国からの支持は一定程度にとどまる。

宇宙兵器を正面から定義せずに、同様の効果をもたらす条約づくりの提案もあった。イタリアはPAROSアドホック委員会設置以前の一九七九年から宇宙条約第四条に追加議定書を付し、(i)宇宙空間にも平和利用義務を拡大し、(ii)宇宙におけるあらゆる形態の武力の行使・威嚇を明文で禁止し、(iii)禁止すべき行動を詳細に列挙することにより、現行条約が大量破壊兵器の配置のみを禁止しているのに対し、禁止を通常兵器一般に拡大することを提案した。⁽⁷⁰⁾ペルーやベネズエラもPAROSアドホック委員会において、類似の提案をより簡単な文言で行うよう提案した。宇宙条約第四条の「大量破壊兵器」という語の後に「またはいかなる種類の宇宙兵器」(or any type of space weapons)という文言を挿入する案であるが、これは「宇宙兵器」定義問題に戻るといふ難点があった。⁽⁷¹⁾

③ A S A T 禁止条約採択案

宇宙兵器禁止条約づくりの困難をそれが「包括的アプローチ」であるからと判断し、宇宙兵器の一部である A S A T 兵器の禁止から始めるべきであるとする見解もあった。しかし、一見「個別アプローチ」に見える A S A T 禁止条約づくりも、A S A T 自体の形態が多様であるため、定義問題に逢着せざるを得ず、結局「宇宙兵器」定義の場合と同じ袋小路に入り込むこととなった。⁽⁷²⁾インドは、妥協策として A S A T 兵器配備のモラトリアムを提案したが、やはり A S A T の定義問題は残る。⁽⁷³⁾

④信賴醸成措置諸提案

法的拘束力をもつ文書により宇宙条約第四条を超える義務を課すことが困難であることに鑑み、第一段階として信賴醸成のための措置を取ることから始めようとする案が各国から出されたが、いずれも提案にとどまった。

(i) 宇宙物体登録条約（一九七五年）の詳細化

宇宙物体登録条約は、宇宙物体の「打上げ国」が、物体を自国の登録簿に記載するとともに、国連事務総長に①打上げ国名、②宇宙物体の適当な標識又は登録番号、③打上げの行われた日および領域または場所、④周期、傾斜角、遠地点、近地点を含む基本的な軌道要素、④宇宙物体の一般的機能を通報すると規定する（第二―第四条）。宇宙物体登録条約に記載する必要がある報告事項をより詳細なものとする議定書をこの条約に付属させることにより、各国の宇宙活動の透明化を図ろうというのが趣旨であるが、PAROSでは真剣な考慮の対象とまでではなかった。⁽⁷⁴⁾ 軍事衛星の登録はそもそも行われないことが多く、さらに宇宙物体登録条約自体が行為規範にとどまり違反の際の制裁手続きが存在しないので、仮に条約改正や追加議定書の採択がなかったとしてもどの程度打上げ物体の性質公表に基づく信賴醸成に益するか疑問である。

二〇〇四年のCOPUOS法律小委員会から今後四年に限った形で宇宙物体登録条約の適用状況の検討が始まり、初年度は各国の登録状況を調査した。その結果や国連宇宙部（Office for Outer Space Affairs: OOSA）で公開する宇宙物体登録状況に鑑み、まず、現行条約の規定の水準まで各国の実行を引き上げることが必要と思われる。違反に対する罰則規定のない登録条約において軍事衛星も含めて登録状況が改善されるならば、信賴醸成措置としての機能を果たすと言い得るであろう。

(ii) 衛星免除案

フランスが長年主張する案で、現在宇宙空間に存在する衛星はすべて防衛的なものと仮定してそれらの衛星に

対する攻撃を行わないことを各国が約束することを求める。また、事故による衛星同士の衝突が攻撃と誤解されることを防止するために、衛星相互間の最小接近距離や低高度限界を「行動規範」(Code of Conduct, Rule of the Road)として定めることを求める。これは必ずしも衛星だけではなく、宇宙基地その他のあらゆる宇宙物体についても適用する予定である。⁽⁷⁵⁾

(iii) 宇宙物体監視案

一九七八年にフランスが国連軍縮特別総会に提出した国際衛星監視機構 (ISMA) 案の変型で、国際衛星軌道センター、衛星画像解析機構等さまざまな名称で提案される。政府間国際組織が宇宙からまたは地球から宇宙を監視することにより、宇宙に兵器を配置しようとする国を道義的に非難する証拠を獲得することを目的とする。⁽⁷⁶⁾ 宇宙から宇宙を監視するシステムとしては、カナダが一九八六年に初めて公表した PAXSAT B 案 (PAXSAT A 案は宇宙から地球を覗く。) も類似の目的をもつ。⁽⁷⁷⁾ 当時は、宇宙から宇宙を覗く民生のセンサーの精度やデータリレーシステムが実効的な監視には必ずしも十分ではないと評価されたが、二一世紀に入り技術的問題は乗り越えられたとして PAXSAT B 案の研究の再開を望む声がある。⁽⁷⁸⁾

結論に代えて

以上、宇宙の軍事利用をめぐる現行国際法が、どの程度「対宇宙作戦」の実行を止める力となり得るかを考察した。その結果、宇宙条約第四条による大量破壊兵器の配置の禁止が最も厳しい規定であり、通常兵器は、自衛権の要件に合致する限りにおいて宇宙空間から宇宙空間または地上に向けて、さらに、地上から宇宙空間に対して使用することが可能であるといわざるを得ないことが分かった。ところが武力紛争が開始された場合、当該紛

争に関わらない国と交戦国との関係を規律する規則は現在不明瞭であり、その分、国の解釈の幅が大きくなる可能性がある。中立法規の適用範囲、武力紛争条約の適用範囲（総加入条項、宇宙活動に対する準用可能性等）ともに不明確な上、国家の活動と私人の活動を峻別する中立法規とは全く異なる国家への責任一元集中を取る宇宙法の特徴も考えなくてはならない。「対宇宙作戦」における第三国の商用衛星に対する攻撃が武力紛争法や中立法規によりどのように規制されるのかについては、幾重にも仮定を積み重ねた上での曖昧な解答が得られたに過ぎなかった。このような状況下では、中立法規の原則（公平・不干渉の原則に基づく黙認義務、避止義務等）から直接に中立国の義務を導き出すということが行われかねず、これは中立違反を主張して行動する国に有利に働く可能性が大きい。

一方、宇宙の軍備管理を進展させ得る場としてのCDは、PAROSアドホック委員会の設置が約十年止まっていることもあり、近い将来の法的文書作成はほぼ不可能である。このような状況に鑑みて、CDを離れイニシアティブを発揮する国の主導の下に宇宙の軍事利用の限界（*Jus ad bellum*）とともに宇宙を介する武力紛争に関する規則（*Jus in bello*）を検討し条約を作成する機会を設けるという方式も考えられるのではないか。対人地雷禁止条約はCDではなくオタワプロセスにより作成された。同じ方法を宇宙活動においても採用することが有効であるかもしれないと考える。

- (1) National Science and Technology Council, Fact Sheet, *National Space Policy* (19 Sept. 1996), National Security Space Guidelines, (6) (g).
- (2) 「宇宙兵器」の確立した定義はないが、宇宙から地上、宇宙から宇宙、地上から宇宙を攻撃する兵器システムの総体を指すにこう考え方が有力である。Bupendra Jasani, “Chapter I: Introduction”, *idem*, ed., *Peaceful and non-Peaceful Uses of Outer Space: Problems of Definition for the Prevention of Arms Race* (Taylor &

Francis, 1991) pp. 1-18.

- (3) USAF, *Global Engagement: A Vision for the 21st Century*, (1997).
- (4) RAND Corporation, *Space Weapons, Earth Wars* (2002) p.i.
- (5) 一九九九年九月に発表された「国家情報見積」(National Intelligence Estimate 99: NIE 99) 中「北朝鮮」ミサイルが大量破壊兵器を搭載した大陸間弾道弾の実験を行う可能性を示唆した。David Martin, “Ballistic Missile Defense”, *US Policy Agenda*, Vol. 17, No. 2 (2002), p. 19.
- (9) Commission to Assess United States National Security Space Management and Organization, *Report Pursuant to Public Law 106-65* (11 Jan. 2001).
- (7) *Ibid.*, p. 8 & p. 13.
- (8) *Ibid.*, p. 12.
- (6) DoD, *Quadrennial Defense Review Report* (30 Sept. 2001), p. 45.
- (10) HQ USAF/XPXC, *The US Air Force Transformation Flight Plan* (Nov. 2003), esp., pp. 58-61.
- (11) USAF, *Counterspace Operations*, Air Force Doctrine Documents 2-2.1 (2 Aug. 2004).
- (12) David L. Wilson, “An Army View of Neutrality in Space: Legal Options for Space Negotiation- Armed Conflict and Privately-Owned Satellites”, *Air Force L. Rev.*, Vol. 50 (2001), p. 181.
- (13) Jeremy Singer, “Firms to Arrange Satellite Services for Pentagon”, *Space News* (19 Feb. 2001), p. 19.
- (14) Noah Shactman, “Ali’s Fair in Space War”, <http://wired.com/news/space/0,2697,65151,00.html> (date accessed: 1 Oct. 2004).
- (15) 一九五九年には二四カ国(日本は当初からメンバー)で構成されたが、その後次第に増加し、現在は六七カ国である。
- (16) 「宇宙物体」には、宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む。(損害責任条約第一条 d) 宇宙物体登録条約第一条 (b) と定義される。
- (17) 打上げ国とは①打上げを行う国、②打上げを行わせる (which procures the launching) 国、③自国領域から予

- 宇宙物体が打ち上げられる国、④自国施設から宇宙物体が打ち上げられる国をいう。(宇宙損害責任条約第一条(c)、宇宙物体登録条約第一条(a))。
- (18) 香港が中国に返還されたことに伴い、香港の衛星通信企業が所有していた衛星の登録国が、英国から中国に変更された例、英国のマルコポーロ衛星を軌道上購入したスウェーデンが登録を切り替えた例などが有名である。衛星所有権の変更と登録の関係についてはたとえば Kay-Uwe Hoerl & Kanlesh Gangaphul, “Problems Related to “Change of Ownership” with Respect to Registration: The Industry View”, Stephan Hobe, Bernhard Schmidt-Tedd & Kai-Uwe Schrogl eds., *Current Issues in the Registration of Space Objects, Proceedings of the Workshop, Project 2001 Plus* (2005), pp. 63-82.
- (19) UN Doc. A/AC.105/C.2/SR.66 (21 Oct.1966), pp. 4-6. 米国の発言としては、たとえば国連総会第一委員会(一九六二年)に「宇宙空間における軍事活動禁止は、全面軍縮の枠内で処理されるべきものである。しかし、軍縮が達成されるまでの間は、宇宙活動の基準は、軍事・非軍事の別によらず、国連憲章およびその他国際法上の義務に合致するかどうかを求めるべきである。偵察衛星による偵察は、公海上の偵察と同じく国際法上合法である。」と述べた。池田文雄『宇宙法論』(成文堂、一九七一年)一五二頁。
- (20) 南極条約第一条は、「南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防備施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は特に (*inter alia*) 禁止する。」(傍線部筆者。傍線部は宇宙条約第四条にはない部分である。)と規定し、すべての軍事利用が網羅的に禁止される。
- (21) A/AC.105/C.2/PR.63, p. 56.
- (22) A/AC.105/C.2/PR.62, p. 11.
- (23) A/AC.105/C.2/PR.71, p. 62.
- (24) A/AC.105/C.2/PR.70, pp. 49-50.
- (25) A/AC.105/C.2/PR.70, p. 11.
- (26) A/C.1/SR.1492, p. 4.
- (27) A/AC.105/C.2/PR.70, pp. 32-35.

- (28) A/AC.105/C.1/SR.1493, p. 16.
- (29) A/AC.105/C.1/SR.1493, p. 13.
- (30) 宇宙条約の前文は「平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩が全人類の共同の利益であることを認識し」、「平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の科学面及び法律面における広範な国際協力に貢献することを希望し」(傍線部筆者)て宇宙条約を作成した経緯が記される。また、宇宙の探査の方式に関する規制として、条約本文は「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用は、すべての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行なわれるものであり、全人類に認められる活動分野」(第一条)であり、宇宙活動は「国際の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解のために」(第三条)行われなければならない。「条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用において、協力及び相互援助の原則に従うもの」(第九条)と規定する。これらを総合的に考慮して、宇宙空間の平和利用義務を導き出すことがある。
- (31) この点については、たとえば池田『前掲書』(注19) 一三六一—一三九頁参照。
- (32) 国連憲章第二条四項は「すべての加盟国は、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」と規定する。武力行使の禁止を解除するのは、自衛権の行使のほかには安保理が「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定」(第三九条)し、「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとること」(第四二条)を決議した場合である。このとき、国連加盟国は、集団的な強制措置としての軍事行動を取ることができる。形式的には武力行使の禁止に対する三つ目の例外として敵国条項(第五三条二項、第一〇七条)に基づく武力の行使があるが、実質上、敵国条項は死文化しているので、考慮に入れる必要はない。
- (33) 月協定の締約国のうち先進国は、オーストリア、オーストラリア、ベルギーおよびオランダである。その他の締約国は、パキスタン、フィリピン、モロッコ、メキシコ、ウルグアイ、チリ、カザフスタンである。
- (34) 一九八二年の直接放送衛星原則 (GA Res/37/92)、一九八六年のリモート・センシング原則 (GA Res 41/65)、一九九二年の原子力電源衛星原則 (GA Res/47/68)、一九九六年のスペース・ベネフィット原則 (GA Res 51/122) および二〇〇四年の「打上げ国」概念原則 (GA Res/59/115) である。

- (35) GA Res/41/65 (3 Dec.1986). 邦訳と起草過程は栗林忠男編集代表『解説宇宙法資料集』（慶應通信、一九九五年）九〇—九八頁。
- (36) GA Res/59/115 (10 Dec.2004).
- (37) レーガン大統領の戦略防衛構想（SDI）からブッシュ（第四一代）大統領のブリアント・ペブルズ、クリントン大統領のGPALS、戦域ミサイル防衛（TMD）、本土ミサイル防衛（NMD）を経て現在のブッシュ（第四三代）大統領のミサイル防衛（MD）プログラムまでさまざまなシステムが研究、開発、実験された。
- (38) Paul B. Stares, *The Militarization of Space: US Policy 1945-1984* (Cornell Univ. Press, 1988), p. 186.
- (39) R.A. Schriber, T.J. Ralston & M.D.Metz, *The Verification Challenge: Problems and Promise of Strategic Nuclear Arms Control Verification* (Birkhauser, 1985), Chapter. 3.
- (40) その他SALT I 第五条、INF全廃条約第一二条、START I 条約第九条、START II 条約第四条が同様の規定を有する。二〇〇二年に採択され翌年発効した米ロの「戦略攻撃能力削減条約」（モスクワ条約）にはNTMによるものを含め検証条項は存在しない。
- (41) これは管轄権をもつ場合のみではなく、単に管理をもつ場合も含むのか、宇宙物体をめぐる責任関係の所在を精査することによって明らかにすべき問題であり、別稿に譲る。
- (42) たとえばジュネーブ第一追加議定書（後述）は文化財・礼拝所（第五三条）、文民の生存に不可欠なもの（第五四条）、自然環境（第五五条）および原子力発電所等危険な工作物（第五六条）に対する復讐の禁止を明記する。
- (43) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態に関するジュネーブ条約（第一条約）、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関するジュネーブ条約（第二条約）、捕虜の待遇に関するジュネーブ条約（第三条約）および戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約（第四条約）である。四条約とも一九四九年の署名の後、翌年に発効した。日本は一九五三年に四条約に加入した。現在、世界ほとんどの国が四条約の当事国である。
- (44) 第二次大戦中参戦前に連合国側に援助を行った米国の例のように、現代においては中立が厳密に交戦国のすべてに等距離に公平な措置をとることを意味しないようになり、交戦国と中立国の中間的地位を示す「非交戦国」という類型の国が現れた。これを受けて第一追加議定書では「中立国」ではなく「中立国又は紛争当事国でない他の国」と

いう表現を用いるようになった。

- (45) たとえば石本泰雄『国際法の構造転換』(有信堂、一九九八年)一一三—一二〇頁。
- (46) 一九七〇年代から米国はGPSの配備を始め、空軍が運用する。従来民用波は故意に軍用波に比して精度を落としていたが、二〇〇〇年五月以降はそのような選択的劣化を解消し、イラク戦争時にもこの慣行は維持されたという。
- (47) たとえばロシアのGLONASS測位情報や将来運用される予定の欧州のガリレオ情報を含む。
- (48) この解釈を支持するものと、*see, e.g., Elizabeth S. Waldrop, "Weaponization of Outer Space: US National Policy", Annals of Air & Space L., Vol. 29 (2004), p. 353.*
- (49) L. Oppenheim, *International Law*, vol. 2 (Clarendon, 1952), p. sec 356; Wilson, *supra*, note 12, p. 197.
- (50) Wilson, *ibid.*, pp. 198-199.
- (51) リモート・センシング画像については、通信のように継続的に公平に利用者に提供されることが考えられないので、仮に交戦国両者に画像を販売していたとしても、公平義務を全うすることはほぼ不可能であろう。
- (52) ENMOD条約における禁止事項は「使用」であり、実験、開発、配備などではないため、同条約は「軍備管理・軍縮条約の側面はもろもろも武力紛争法に分類すべき条約であろう」。
- (53) 「広範な」は「数百平方キロメートルの規模の地域が包囲されるような範囲」(第一条に関する了解事項(a))、「長期的な」は「数箇月又はほぼ一の季節の間持続するような期間」、(同(b))、「深刻な」は「人命及び天然資源、経済資源その他の資産に対する重大な又は著しい破壊又は害をもたらすような程度」(同(c))とされる。
- (54) たとえば第一追加議定書では「長期的な」は「数十年」を意味する。See, ICRC, *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (Martinus Nijhoff, 1987), p. 416.
- (55) *Ibid.*, p. 424.
- (56) 人道法国際研究所が一九九四年に作成し、一九九五年に出版した。Louise Doswald-Beck, ed., *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea* (Grotius Publications, 1991). 邦訳は「人道法国際研究所編(竹本正幸監訳)『海上武力紛争サンレモ・マニュアル 解説書』(東信堂、一九九七年)。

- (57) ジュネーブ第一条約第六三条、第二条約第六二条、第三条约第一四二条、第四条约第一五八条にそれぞれ規定される。
- (58) 第一追加議定書第一条二項は「文民及び戦闘員は、この議定書その他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配の下に置かれる。」と規定する。
- (59) マルテンス条項については、たとえば江藤淳「マルテンス条項―百年の軌跡」村瀬信也・真山全編著『武力紛争の国際法』（東信堂、二〇〇四年）五八―八四頁参照。
- (60) 具体的には一〇カ国委員会、一八カ国委員会、軍縮委員会会議などと名称を変えたが、ここで核兵器不拡散条約（NPT）や生物兵器禁止条約を作成した。
- (61) 国連総会決議 GARes49/72 (1995), GARes 50/69 (1996), GARes51/44 (1997), GA Res 52/37 (1998), GARes 53/76 (1999), GARes 54/53 (2000), GARes 55/32 (2001) など参照。国連総会において P A R O S 設置を求める決議案は第一委員会においても総会においても反対国はないが、米、イスラエル、シンクロネシアなど数カ国が例年棄権票を投じる。二〇〇〇年には総会本会議において日本も棄権した。
- (62) たぶんは Pericles Gasparini Alves, *Prevention of Arms Race in Outer Space: A Guide to the Discussions in the Conference on Disarmament* (UNIDIR, 1991), p. 60.
- (63) *Ibid.*, p. 61.
- (64) Press Document, “China and Russia Present New Contributions to Conference on Banning Weapons in Outer Space” (26 Aug. 2004).
- (65) *Ibid.*
- (66) CD/PV.958 (3 June, 2004), p. 9.
- (67) See, e.g., CD/1281 (1994) esp., para.32.; CD/1569 (1999) (カナダ案) ; CD/1576 (1999) (中国案) ; see, Alves, *supra*, note 62, Chap. 1.
- (68) *Ibid.*

- (69) *Ibid.*, pp. 15-20.
- (70) *Ibid.*, pp. 89-91.
- (71) See, e.g., CD/PV398 (1987); CD/939 (1989).
- (72) See, e.g., CD/807 (1988); CD/548 (1990).
- (73) CD/PV486 (1989).
- (74) See, e.g., CD/PV566 (1990). Alves, *supra*, note 62, pp. 93-96.
- (75) See, e.g., CD/937 (1989); CD/PV486 (1989).
- (76) Alves, *supra*, note 62, pp. 107-124.
- (77) See, e.g., F.J.F. Osborn, 'The Paksat Concept: A Study of Space to Space Remote Sensing', in J. O'Manique, ed., *A Proxy for Trust: Views on the Verification Issue in Arms Control and Disarmament Negotiations* (The Norman Patterson School of International Affairs, 1987), pp. 89-100.
- (78) 技術能力についての委託研究をカナダ宇宙機関(CSA)が行い、二〇〇二年冬までに肯定的回答が得られたという説があるが確かではない。資料未公開。